



發明特許における生物材料の寄託弁法の一部改正・施行

(台湾經濟部による2015年6月4日公告、2015年6月4日より施行)

2015年6月15日

台湾經濟部は、經智字代0404602540号令を以って、「發明特許における生物材料の寄託弁法」(以下、「寄託弁法の一部改正」と略称する)における第11条・第25条条文の改正を2015年6月4日に公布した。

その寄託弁法の一部改正により、現行の寄託規則第11条に基づいて「特許出願の査定前に限り、寄託申請者は、寄託の取り下げ及び既納の寄託費用の一部又は全額の返還を請求することができる」という規定が廃棄されることになっている。

また、施行後、台湾の寄託実務は、『特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約』と更に調和しているが、2015年6月18日以降は、寄託規則の施行により、「寄託証明書発行後の生物材料寄託案件につき、寄託申請者は寄託済みの生物材料を取り下げることができなくなり、費用の返還を受けることもできなくなる」ので、これをご留意下さい。

その寄託弁法の一部改正の詳細は、別紙添付の改正条文の仮訳をご参照ください。

ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。